

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: CORONAVIRUS DISEASE UPDATES

Date: 22 November 2022

本船舶安全通知書は本年 5 月 31 日発行の MSA No. 12-22 の更新版で MSA No.12-22 は廃版となります。関係者の皆様への案内として本通知書セクション 5.0 を書き換え、弊局発行船員関連書類の有効期限を 2023 年 6 月 30 日まで延長しました。(注: 以下赤字テキストは主な変更箇所を示します。)

1.0 新型コロナウイルス疾患(COVID-19)

弊局より船員の皆様、及び弊旗国籍船に、新型コロナウイルス疾患、COVID-19についての情報、アドバイスを提供致します。この(新型コロナウイルスの)発生は世界保健機構(WHO)によって世界的感染症拡大(Pandemic)と宣言されました。(感染に対する)世界規模の監視網が敷かれ感染は世界中で確認されています。

2.0 感染地域へ寄港する船舶

2.1 世界保健機構(WHO)は(URL: [URL: Coronavirus Disease \(COVID-19\) Situation Reports \(who.int\)](https://www.who.int/situation-reports/coronavirus-disease-covid-19)参照)、COVID-19の危険性がある地域・国への旅行・商用についてその基本情報を述べるに留まっていますが、**同情報の疾患接触、感染を減らすための推奨基準を(理解し)守って下さい。**IMO Circular Letter No.4204/Add.44で触れているCOVID-19感染拡大下に於ける船員交代問題、船員の健康・安全保護、物流の確保について協力を促しているWHO共同声明にご注視下さい。

2.2 IMOは感染拡大対応に焦点を当てたCOVID-19情報ページ([Coronavirus disease \(COVID-19\) Pandemic \(imo.org\)](https://www.imo.org/coronavirus-disease-covid-19-pandemic))で加盟国間による各国の方策・指針情報のやりとり、外部情報源及び指針へのリンクを含む有用な情報を提供しています。

2.3 弊国籍船は寄港前に(感染)予防措置を取り、現地より最新情報及び(本船に求められる)要求事項を確認して下さい。これは流動的に変化する主管庁要求に対応するために非常に重要な手順です。

2.4 COVID-19感染区に寄港する船舶は、本船の保安計画書が正しく履行されているかの確認、乗組員による密航者乗船に対しての警戒に留意。停泊中の 24 時間体制警備、出港前の(密航者チェックの為の区画)追加点検実施。乗船口見張り員に本船業務に関わる人のみ乗船可である事を周知徹底。訪船者は(ゲートに於ける最低限の基本消毒を受け、許可されたもの以外は乗組員居住区への立ち入りは禁止。

2.5 高度の感染地域寄港前に、十分な食料、医薬品、清水等を積み込むことで(現地に於ける)限られた供給、或いは供給の遅延による困難を避けることが出来ます。

MSA No. 22-22J

3.0 船検及び他の訪船

3.1 わずかな例外を除く世界中ほとんどの地域に於いて訪船検査が復活しましたが、(感染の)危険性を減らすための代替検査法(適用)は継続します。通常の訪船検査が難しい場合、検査の延期、又は、リモート対話型検査(詳細については船舶安全通知、MSA No. 05-21参照)にて臨時対応を考慮します。船舶検査又は訪船に関して至急の問い合わせ等が御座いましたら、最寄り弊局事務所へ直接連絡、又は下記「検査事務所」にemailにてお問い合わせ下さい:

Inspections-HK@register-iri.com 中華人民共和国、極東地域、東南アジア、オーストラリア、又はニュージーランドで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Busan@register-iri.com 韓国、ロシア太平洋沿岸で検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Dubai@register-iri.com 紅海、アデン湾を含む中東、印度又はパキスタンで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Roosendaal@register-iri.com 北欧、及び東欧、西部ロシア、アフリカ西岸、中央、又は南岸、及びマダガスカルで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Piraeus@register-iri.com 地中海、黒海、又はアフリカ北岸で検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Baltimore@register-iri.com 北米、中米、及び南米、カリブ諸島、グリーンランド、グアム、又はハワイ諸島で検査を行う事が必要な船舶。

3.2 本船検査の(日程)調整を行う弊局地域事務所との綿密な連携は(感染の)危険性軽減及び海事界に於けるウイルスによる影響を最小限に抑える有効手段です。

4.0 船員(雇用)契約書

4.1 弊局はCOVID-19拡散減少のため採られている、国境に於ける厳しい(出入国)制限が、運航(管理)者にとって船員交代や雇用契約切れの船員帰還を困難にしていること、弊国籍船に於いても船員雇用契約書(SEA)に記載されている乗船期間を超えて乗船継続中の船員の方々がいることを認識しています。

4.2 弊局は弊局発行の船舶安全通告、MN No. 7-052-2「MLC2006下における船員の船上最長勤務期間(Maximum Period of Shipboard Service for Seafarers Under the Maritime Labor Convention, 2006)」規

MSA No. 22-22J

定により、船員雇用契約書の延長を認めています。一方、国によっては(MLC 2006の)厳しい解釈の下、(乗船期間に関する)船員雇用契約は11ヶ月又は、契約書に書かれた契約日までの期間が11ヶ月を切る場合は契約日までの期間を超えてはならないとしています。

4.3 弊局はCOVID-19禍による(船員)雇用・帰還(延長)について、個々のケース毎に判断、決定をしつつ、難しい状況打破のための現実的な解決法を関係者(旗国、船主、船員及びポートステート)間の話し合いで見出すことを推しています。MLC 2006に準拠し履行するのは重要な事ですが、MLC 2006/Standard A.5.2.1.8にありますように、未知の状況に対する猶予の幅がないままに、船舶、船員がむやみに制限を受けるべきでは無いと考えます。

4.4 船主、(船舶)管理者、配乗代理店の皆様もまた、現状に鑑みた海員・船員の下船、及び(必要)書類の準備を、先読みで準備されます様ご留意下さい。関連書類及び(当該船員との)会話記録は、PSC検査官によって会社側が前、又は現寄港先、或いは次寄港先で船員を帰還させる努力をしているか否かが評価されます。

5.0 (船員)免状・資格証明書及び医療証明書の失効(期日)延長

5.1 地域、国が取り組むCOVID-19禍沈静化対策に連動する(海運に係る様々な)不具合を軽減する為に、弊局は以下の弊局発行証書/書類の有効期限を2023年6月30日まで延長します：

- 船員免状(CoCs)
- 資格証明書(CoPs)
- 医療証明書
- 船員手帳(SIRB)
- 緊急(乗船)許可書(UA: Urgent Authorization)
- 仮船員免状(CRA)
- 申請受領書

5.2 STCWによる医療証明書の有効期限は、同条約規則 Regulation I/9により失効日より3カ月間となっていますが、失効日を迎える医療証明書の有効期限を2023年6月30日まで延長します。

5.3 弊局発行の裏書証書延長によってIMOホワイトリスト国発行の船員免状 (CoCs)及び資格証明書 (CoPs)の有効期限を延長することが出来ますが、船員免状の下部に(有効)期限延長について書かれていなければ、その限りではありません。

5.4 期限切れ基準に合う期限切れ資格情報で実際に活動している船員は、期限切れ情報を本書と共に所持して下さい。

5.5 有効期限の延長はこの感染症の世界的拡散が収束後、船員が再証明を受けられる十分な時間を設け、先例を見ないこの緊急事態にあって重要な物流、通商を止めない為のものです。

6.0 追加情報及びその入手先

状況報告、技術指針等を含む情報は弊局特設サイト:<https://www.register-iri.com/covid-19> より入手できます。ご利用ください。